

# 冊子1

令和4年11月

定例教育委員会

---

1

長崎県教育委員会

# 11月定例会（1）

開催日時 令和4年11月10日（木） 9時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 教育長報告

## 4 議 案

### ○ 第17号議案

教育委員会事務事業の点検・評価等について

（総務課）

## 5 報 告

（1）令和4年度普通会計定期監査（前期）の結果及び措置状況について

（各課共通）

（2）第四期長崎県教育振興基本計画の策定について

（総務課）

（3）令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について（公立学校）

（児童生徒支援課）

（4）長崎県教育庁職員（学芸員）採用選考試験の結果について

（学芸文化課）

## 教育委員会事務事業の点検・評価等について

### (提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行おうとするものである。

### (内 容)

#### 1. 第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況 資料1 資料2

- ・「第三期長崎県教育振興基本計画」の令和3年度の達成状況について

#### 2. 令和3年度教育委員会事務事業の点検・評価 資料3

- ・事業群評価対象事務事業の令和3年度の実績について
- ・指定管理者制度導入施設の途中評価について

### (参 考)

- ・令和4年度長崎県教育振興会議報告書 資料4

### (その他)

#### 議会への提出及び公表

- ・11月定例県議会に報告
- ・令和4年11月25日(予定)知事部局の政策評価の公表にあわせて、教育委員会のホームページ上に掲載し公表

# 報 告 事 項 ( 1 )

各 課 共 通

件 名	<p>令和4年度普通会計定期監査（前期）の結果及び措置状況について</p>
概 要	<p>令和4年10月6日、県監査委員から県教育委員会教育長に対して、地方自治法第199条の規定に基づき、令和4年度普通会計定期監査（前期）の結果に関する報告書が提出された。</p> <p><b>【教育委員会関係】</b></p> <p>1 監査実施日      令和4年8月19日（本庁各課室）</p> <p>2 対象機関数      11機関（本庁10課1室）</p> <p>3 対象期間        令和3年度～監査実施日</p> <p>4 結 果            ○指摘事項5件</p> <p style="padding-left: 40px;">令和4年度定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧表のとおり</p> <p style="padding-left: 40px;">○意見なし</p>

## 令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

機 関 名	内 容	措置状況
高校教育課	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付申請書が提出されていない。	補助金額に変更が生じている場合は、補助金実施要綱に基づき、変更交付に係る手続きを行う必要がありますが、その確認が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、補助事業者に対し補助金額の変更がないか実績報告前に確認を行うとともに、実施要綱等に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。
高校教育課	長崎県産業教育振興会補助金において、補助金交付決定前に事業の着手がされている。	補助金交付決定前の事業着手についての認識が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、長崎県補助金等交付規則等に基づき適切な事務処理に努めてまいります。
体育保健課	指定管理者負担金において、維持修繕費の精算の確認が不十分である。	指定管理者から提出された負担金精算書及び内訳書により維持修繕費の精算確認を行っていましたが、支出証拠書類による確認が不十分であるとの指摘であります。 今後は、支出証拠書類を確認したうえで、精算を行ってまいります。
体育保健課	浮棧橋について、海域管理条例に係る許可を受けないまま設置している。	長崎市の形上湾に設置している浮棧橋について、海域管理条例に基づく海域占用許可が必要である認識がなかったことにより生じたものであります。 当該許可については、速やかに手続きを行い、許可を受けたところであります。 今後は、条例・規則などを確認し、適正な事務処理に努めてまいります。
高校教育課	公文書開示請求において、保有していない公文書を開示決定している。	今回の事案については、将来的に保有が見込まれる文書であったこと、また公文書が不存在の場合の取り扱いについて認識が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、長崎県公文書開示事務取扱要領に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。

# 報 告 事 項 ( 2 )

総 務 課

件 名	<b>第四期長崎県教育振興基本計画の策定について</b>
概 要	<p>県教育委員会では、「教育基本法」や「長崎県教育方針」に掲げる理念などの具現化を図るため、現在、「第三期長崎県教育振興基本計画（平成31（令和元）～令和5年度）」に基づき、各種施策を実施しているところである。</p> <p>現計画の期間が令和5年度までであるため、「第四期長崎県教育振興基本計画（令和6～10年度）」を策定する。</p> <p><b>1. 策定の進め方</b></p> <p><b>(1) 有識者等からの意見聴取</b></p> <p>○第六期長崎県教育振興懇話会の設置 《目 的》 第四期長崎県教育振興基本計画の策定にあたり、これからの本県教育の在り方等について、幅広く県民や各界の意見を求めるため 《設置期間》 令和4年8月から令和5年10月予定（会議4～5回程度） 《委員構成》（19名：別紙「委員名簿」のとおり） 大学教授、経済界、医療・福祉関係者、社会教育関係者、文化・スポーツ関係者、報道関係者、行政関係者、学校関係者、保護者、公募委員</p> <p><b>(2) 県議会からの意見聴取（予定）</b></p> <p>○令和5年6月 素案の報告 ○ 同 9月 計画案（パブリックコメント等反映）の報告 ○ 同 11月 計画議案</p> <p><b>(3) 県民からの意見聴取（予定）</b></p> <p>○令和5年7月 パブリックコメントの実施</p> <p><b>2. 国の「第4期教育振興基本計画」策定状況</b></p> <p>○令和4年2月 文部科学大臣が第4期教育振興基本計画(R5～9)の策定について中教審に諮問 ○ 同 3月 教育振興基本計画部会の設置 ○ 同 10月 教育振興基本計画部会が「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）」を提示 ○～令和4年度末 中教審が文部科学大臣へ答申（時期未定）</p>

## 「第六期長崎県教育振興懇話会」委員名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	教育	長崎大学 教育学部長 藤本 登
2		教育	長崎県立大学 副学長 岩重 聡美
3		経済界	安達株式会社 代表取締役社長 安達 健太郎
4			九州教具株式会社 代表取締役副社長 船橋 佐知子
5		社会教育	長崎県社会教育委員会 委員長 本田 道明
6		医療 福祉	長崎大学大学院 教育学研究科 教授 内野 成美
7		文化	長崎県美術館長 小坂 智子
8		スポーツ	株式会社V・ファーレン長崎 代表取締役ホームタウン担当役員 由井 昌秋
9		報道	株式会社長崎新聞社 編集局 報道本部長兼統括報道部長 山田 貴己
10	行政関係	首長	島原市長 古川 隆三郎
11		教育長	新上五島町教育委員会教育長 山本 元之
12	学校関係者	義務	長崎県校長会 副会長 (長崎市立諏訪小学校長) 山崎 直人
13		高校	長崎県高等学校長協会 会長 (長崎県立長崎東高等学校長) 鶴田 栄次
14		特別支援	長崎県立長崎特別支援学校長 中村 由美
15		私立	長崎県私立中学高等学校協会 副会長 (長崎玉成高等学校長) 上村 正和
16		保護者	長崎県公立高等学校PTA連合会長 野口 富士男
17		保護者	長崎県PTA連合会長 松本 光生
18	公募委員		峰松 弘子
19			山本 直子

## 報 告 事 項 ( 3 )

児童生徒支援課

### 令和3年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について (公立学校)

このことについて、本県の状況をお知らせします。

本資料は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票情報を利用して独自に集計したものです。

なお、数値については、国立、私立学校を除いた公立学校のみの数値です。( \* 2 ( 4 ) のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数については、国公私立・小・中・高・特別支援学校合計の値です。)

#### 1 暴力行為について

- (1) 「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が起こした暴力行為」で、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」(対教師、生徒間を除く)、「器物損壊」の四形態をいう。

#### (2) 発生件数

(単位:件)

	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	42,548 (6.8)	150 (2.2)	27,120 (9.1)	245 (7.3)	4,564 (2.1)	44 (1.7)	74,232 (6.5)	439 (3.4)
R2	40,292 (6.5)	254 (3.7)	20,509 (6.9)	227 (6.8)	2,790 (1.3)	25 (1.0)	63,591 (5.6)	506 (4.0)
R3	47,087 (7.7)	247 (3.7)	23,583 (7.9)	272 (8.1)	2,706 (1.3)	21 (0.9)	73,376 (6.6)	540 (4.3)

( ) 内の数字は1,000人あたりの発生件数

○全国では、令和2年度と比べ全体で9,785件増加している。

○本県では、令和2年度と比べ小学校が7件減少、中学校が45件増加、高等学校が4件減少であり、全体では34件増加した。

○暴力行為の1,000人あたりの発生件数は、本県は4.3件であった。

#### (3) 形態別件数

##### ①小学校

(単位:件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	6,445	38	31,203	102	294	0	4,606	10	42,548	150
R2	5,890	101	29,881	129	531	3	3,990	21	40,292	254
R3	6,597	50	35,452	160	389	2	4,649	35	47,087	247

##### ②中学校

(単位:件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	2,875	16	18,398	170	566	6	5,281	53	27,120	245
R2	2,421	22	13,874	154	398	7	3,816	44	20,509	227
R3	2,481	27	16,488	181	388	5	4,226	59	23,583	272

##### ③高等学校

(単位:件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	310	6	2,854	26	158	2	1,242	10	4,564	44
R2	210	3	1,691	20	86	0	803	2	2,790	25
R3	208	1	1,671	13	99	0	728	7	2,706	21



2 いじめについて

(1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 件数

(単位：件)

年度	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	認知件数	479,447	1,893	102,738	615	13,918	140	2,963	20	599,066	2,668
	解消件数	400,440	1,748	83,841	581	11,694	137	2,381	20	498,356	2,486
	解消率	83.5%	92.3%	81.6%	94.5%	84.0%	97.9%	80.4%	100%	83.2%	93.2%
R2	認知件数	416,861	1,471	78,537	483	10,238	82	2,203	2	507,839	2,038
	解消件数	322,677	1,336	60,361	433	8,119	73	1,711	2	392,868	1,844
	解消率	77.4%	90.8%	76.9%	89.6%	79.3%	89.0%	77.7%	100%	77.4%	90.5%
R3	認知件数	496,094	1,331	95,263	385	11,129	74	2,623	1	605,109	1,791
	解消件数	398,614	1,194	75,201	345	8,978	62	2,128	1	484,921	1,602
	解消率	80.4%	89.7%	78.9%	89.6%	80.7%	83.8%	81.1%	100%	80.1%	89.4%

○全国では、令和2年度と比べ全体で97,270件増加している。

○本県では、小学校が140件減少、中学校が98件減少、高等学校が8件減少、特別支援学校が1件減少で、全体で247件減少している。

○児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、本県は14.1件（前年度16.0件）である。なお、本県の校種別では、小学校は19.7件（同21.4件）、中学校は11.5件（同14.5件）、高等学校は3.1件（同3.3件）、特別支援学校は0.6件（同1.2件）である。

(3) いじめの態様（複数回答）

(単位：件)

態様	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	282,582 (46.5)	858 (53.5)	59,282 (52.7)	264 (54.7)	6,385 (47.4)	60 (56.6)	1,263 (39.9)	1 (100.0)	349,512 (47.4)	1,183 (53.9)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	61,127 (10.1)	143 (8.9)	8,949 (8.0)	34 (7.0)	1,615 (12.0)	9 (8.5)	183 (5.8)	0 (0.0)	71,874 (9.8)	186 (8.5)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	124,059 (20.4)	304 (19.0)	13,669 (12.1)	55 (11.4)	833 (6.2)	5 (4.7)	625 (19.8)	0 (0.0)	139,186 (18.9)	364 (16.6)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	31,218 (5.1)	58 (3.6)	4,689 (4.2)	27 (5.6)	315 (2.3)	4 (3.8)	181 (5.7)	0 (0.0)	36,403 (4.9)	89 (4.1)
金品をたかられる。	4,393 (0.7)	11 (0.7)	781 (0.7)	1 (0.2)	243 (1.8)	0 (0.0)	40 (1.3)	0 (0.0)	5,457 (0.7)	12 (0.5)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	25,430 (4.2)	64 (4.0)	4,715 (4.2)	26 (5.4)	541 (4.0)	4 (3.8)	102 (3.2)	0 (0.0)	30,788 (4.2)	94 (4.3)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	47,742 (7.9)	74 (4.6)	7,786 (6.9)	23 (4.8)	695 (5.2)	11 (10.4)	343 (10.8)	0 (0.0)	56,566 (7.7)	108 (4.9)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	9,264 (1.5)	25 (1.6)	9,458 (8.4)	42 (8.7)	2,003 (14.9)	12 (11.3)	205 (6.5)	0 (0.0)	20,930 (2.8)	79 (3.6)
その他	21,907 (3.6)	67 (4.2)	3,229 (2.9)	11 (2.3)	837 (6.2)	1 (0.9)	220 (7.0)	0 (0.0)	26,193 (3.6)	79 (3.6)

( ) 内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合 (%)

(4) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(国公私立・小・中・高・特別支援学校合計)

(単位：件)

	「重大事態」が発生した学校数	「重大事態」発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数
R3	3	3	1	3

○法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

3 長期欠席について

(1) 「長期欠席者」とは、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、その他の理由により、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 長期欠席者数

(単位：人)

	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	92,216 (1.5)	614 (0.9)	155,224 (5.2)	1,547 (4.0)	57,008 (2.7)	452 (1.8)	304,448 (2.7)	2,613 (2.0)
R2	112,305 (1.8)	777 (1.1)	166,241 (5.6)	1,657 (5.0)	60,190 (2.9)	551 (2.4)	338,736 (3.0)	2,985 (2.4)
R3	176,933 (2.9)	1,200 (1.8)	221,202 (7.4)	2,129 (6.4)	88,268 (4.4)	623 (2.6)	486,403 (4.4)	3,952 (3.2)

( ) 内の数字は全児童生徒数に対する割合 (%)

○全児童生徒に対する長期欠席児童生徒数の割合は、全国は4.4%、本県は3.2%であった。

4 不登校について

(1) 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避、その他の理由によるものを除く)をいい、本調査では、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 不登校児童生徒数

(単位：人)

	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	52,905 (0.8)	455 (0.7)	122,519 (4.1)	1,335 (4.0)	37,692 (1.8)	373 (1.5)	213,116 (1.9)	2,163 (1.7)
R2	62,862 (1.0)	536 (0.8)	127,671 (4.3)	1,373 (4.1)	32,127 (1.5)	370 (1.6)	222,660 (2.0)	2,279 (1.8)
R3	80,825 (1.3)	745 (1.1)	157,019 (5.3)	1,648 (4.9)	37,919 (1.9)	391 (1.7)	275,763 (2.5)	2,784 (2.2)

( ) 内の数字は全児童生徒数に対する割合 (%)

○全国では、令和2年度と比べ全体で53,103人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.5pt増の2.5%であった。

○本県では、令和2年度と比べ全体で505人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.4pt増の2.2%であった。

(3) 不登校の要因(主たるものを一つ選択)

(単位：人)

区分	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎県	全国	長崎県	全国	長崎県	全国	長崎県
いじめ	228 (0.3)	1 (0.1)	221 (0.1)	1 (0.1)	55 (0.1)	0 (0.0)	504 (0.2)	2 (0.1)
いじめを除く友人関係をめぐり問題	4,944 (6.1)	65 (8.7)	18,083 (11.5)	233 (14.1)	3,085 (8.1)	42 (10.7)	26,112 (9.5)	340 (12.2)
教職員との関係をめぐり問題	1,490 (1.8)	30 (4.0)	1,421 (0.9)	20 (1.2)	170 (0.4)	6 (1.5)	3,081 (1.1)	56 (2.0)
学業の不振	2,586 (3.2)	13 (1.7)	9,526 (6.1)	89 (5.4)	2,365 (6.2)	21 (5.4)	14,477 (5.2)	123 (4.4)
進路に係る不安	143 (0.2)	1 (0.1)	1,265 (0.8)	14 (0.8)	1,511 (4.0)	11 (2.8)	2,919 (1.1)	26 (0.9)
クラブ活動、部活動等への不応	10 (0.0)	0 (0.0)	808 (0.5)	15 (0.9)	212 (0.6)	7 (1.8)	1,030 (0.4)	22 (0.8)
学校のきまり等をめぐり問題	536 (0.7)	3 (0.4)	1,146 (0.7)	13 (0.8)	262 (0.7)	1 (0.3)	1,944 (0.7)	17 (0.6)
入学、転編入学、進級時の不応	1,412 (1.7)	23 (3.1)	6,054 (3.9)	54 (3.3)	3,230 (8.5)	37 (9.5)	10,696 (3.9)	114 (4.1)
家庭の生活環境の急激な変化	2,693 (3.3)	21 (2.8)	3,640 (2.3)	47 (2.9)	662 (1.7)	7 (1.8)	6,995 (2.5)	75 (2.7)
親子の関わり方	10,708 (13.2)	106 (14.2)	8,523 (5.4)	107 (6.5)	1,231 (3.2)	39 (10.0)	20,462 (7.4)	252 (9.1)
家庭内の不和	1,227 (1.5)	11 (1.5)	2,675 (1.7)	20 (1.2)	689 (1.8)	10 (2.6)	4,591 (1.7)	41 (1.5)
生活リズムの乱れ、あそび、非行	10,644 (13.2)	139 (18.7)	17,557 (11.2)	280 (17.0)	6,301 (16.6)	36 (9.2)	34,502 (12.5)	455 (16.3)
無気力、不安	40,270 (49.8)	303 (40.7)	78,705 (50.1)	695 (42.2)	15,223 (40.1)	124 (31.7)	134,198 (48.7)	1122 (40.3)
上記に該当なし	3,934 (4.9)	29 (3.9)	7,395 (4.7)	60 (3.6)	2,923 (7.7)	50 (12.8)	14,252 (5.2)	139 (5.0)

( ) 内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合 (%)

(100.0)

(100.0)

(100.0)

(100.0)

5 中途退学（公立高等学校）について

(1) 「中途退学」とは、年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

(2) 中途退学者数 (単位：人)

年度	全日制		定時制		通信制		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	15,063 (0.7)	143 (0.6)	6,710 (8.5)	64 (10.0)	3,265 (5.8)	17 (1.5)	25,038 (1.1)	224 (0.9)
R2	11,754 (0.6)	146 (0.6)	5,426 (7.1)	46 (7.3)	3,103 (5.6)	13 (1.2)	20,283 (1.0)	205 (0.8)
R3	12,971 (0.7)	125 (0.6)	5,115 (7.1)	52 (8.9)	2,521 (4.7)	9 (0.9)	20,607 (1.0)	186 (0.8)

( ) 内の数字は全生徒数に対する割合 (%)

○全国では、令和2年度と比べて、全体で324人増加している。

○本県では、令和2年度と比べて全日制で21名減少、定時制で6名増加、通信制で4名減少しており、全体では19人減少、全生徒数に占める割合は昨年度と同じく0.8%であった。

(3) 事由別中途退学者数（主たるものを一つ選択） (単位：人)

理由	課程	全日制			定時制			通信制			計		
		R2	R3	割合 (%)	R2	R3	割合 (%)	R2	R3	割合 (%)	R2	R3	割合 (%)
学業不振		2	1	(0.8)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	3	1	(0.5)
学校生活・学業不適応		20	37	(29.6)	15	26	(50.0)	1	0	(0.0)	36	63	(33.9)
進路変更	別の高校への入学を希望	32	30	(24.0)	8	7	(13.5)	3	6		43	43	(23.1)
	専修・各種学校への入学を希望	4	2	(1.6)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	5	2	(1.1)
	就職を希望	33	22	(17.6)	14	9	(17.3)	8	1	(11.1)	55	32	(17.2)
	高卒程度認定試験受験を希望	15	8	(6.4)	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	15	8	(4.3)
	その他	13	4	(3.2)	1	1	(1.9)	1	0	(0.0)	15	5	(2.7)
	小計	97	66	(52.8)	24	17	(32.7)	12	7	(77.8)	133	90	(48.4)
病気・けが・死亡		11	5	(4.0)	0	1	(1.9)	0	1	(11.1)	11	7	(3.8)
経済的理由		0	0	(0.0)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	1	0	(0.0)
家庭の事情		5	8	(6.4)	3	1	(1.9)	0	1	(11.1)	8	10	(5.4)
問題行動等		4	1	(0.8)	2	3	(5.8)	0	0	(0.0)	6	4	(2.2)
その他		7	7	(5.6)	0	4	(7.7)	0	0	(0.0)	7	11	(5.9)
計		146	125	(100)	46	52	(100)	13	9	(100)	205	186	(100)

( ) 内の数字は中途退学者数に対する割合 (%)

## 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について(公立学校)

### 1 暴力行為

#### 【傾向】

- 発生件数について、本県では、前年度と比べて中学校において増加、小・高校では減少。
- 本県の形態別件数では、中学校において「対教師暴力」「生徒間暴力」「器物損壊」の3項目が前年度と比べて増加。

#### 【背景・要因】

- 小学校における「生徒間暴力」が過去最多になっており、周りの児童と人間関係を構築できず集団生活になじめない、感情を抑えられず考えや気持ちを言葉でうまく表現できないなど、対人コミュニケーション力の不足から暴力行為につながる事案が増えている。
- 中学校における「暴力行為」の件数増加については、特定の一部生徒が、コロナ禍等のストレスにより暴力行為を繰り返していることが件数の増加につながっている。

#### 【対策】

- 学校、保護者、関係機関との連携を図り、教育相談体制の充実を図るとともに、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組を推進する。
- 規範意識を育てる「道徳教育」の充実を図る。
- 小学校における生徒指導体制の確立を図るため、小学校の生活指導主任を対象とした研修を実施する。

### 2 いじめ

#### □いじめの発生件数と態様

#### 【傾向】

- 認知件数について、本県では、2年連続で小・中・高・特別支援学校、全ての校種で減少している。

#### 【態様】

- 全ての校種において「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 次いで、小・中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多く、高校では「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」が多い。

#### 【背景・要因】

- 各学校が学校生活アンケート等を行い早期発見に努めたり、児童生徒が安心して相談できる教育相談体制の充実を図ったことから、初期対応がいじめの未然防止につながり、減少の一つの要因となった。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による差別や偏見が起きないように学校において正しい知識や理解を促したことも減少した背景の一つであると考えられる。

#### 【対策】

- 学校におけるSC・SSWを活用した教育相談体制の充実を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」「メール相談窓口」「SNS相談スクールネット@伝えんば長崎」等の相談窓口について継続的な普及・啓発活動に努め、早期対応・解消につなげる。
- 本課が主催する各市町の担当者による「生徒指導推進協議会」で、適切ないじめの認知等に関する指導について情報共有を図りながら、いじめの認知精度を向上し、県全体のいじめ防止対策の充実を図る。

#### □重大事態の発生件数

- 重大事態の発生件数については、国が昨年度より公表。県内3校3件のうち第1号の重大事態が1件、第2号の重大事態が3件。

#### 【対策】

- 各種研修会（校長会、教頭・副校長会、生徒指導部会等）において、いじめの認知や管理職への報告・連絡・相談を含む確実な情報共有、法やガイドラインに沿った対策、迅速かつ丁寧な組織的対応の徹底を図り、危機管理の意識を高める。

### 3 不登校

#### 【傾向】

- 不登校児童生徒数について、本県では前年度と比べて小・中学校及び高校、全ての校種で増加している。
- 小・中学校の不登校児童生徒数は、過去最多である。

#### 【背景・要因】

- 不登校になる要因は様々で複雑に絡み合っているケースが多く、主たる要因としては、全校種で昨年同様「無気力、不安」の本人にかかるものが最も多くなっている。
- 学年が上がるにつれ、不登校児童の学校復帰が難しくなっていることや小学校と中学校の生活スタイルの違いなど環境が大きく変化すること、また、思春期特有の心の変化や学業不振、進路選択不安、集団不適應等も考えられる。
- 一方で、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと、また、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、将来の社会的自立を目指すという教育機会確保法の趣旨が世の中に浸透し、不登校に対する社会認識が変わってきたことなども、増加の背景の一つと考えられる。
- 加えて、コロナ禍における生活環境の変化による生活リズムが乱れやすい状況や、学校行事の制限等により、生活リズムの乱れや様々な不安が増大し登校する意欲が湧きにくい状況にあったことも増加の要因の一つとして考えられる。

#### 【対策】

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な配置、これまでの研修を見直したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コーディネーターの三者合同の研修会をとおしてチーム学校としての連携を一層強化し、更なる教育相談体制の充実を図る。
- 「不登校支援協議会」を設置して、有識者からの指導・助言をもとに、不登校の現状分析や支援の方向性等を協議、検討し、実効的な不登校支援を推進する。
- 文化施設や青少年教育施設等と連携した体験活動等の機会を設定し、不登校児童生徒の学校復帰を含めた社会的自立に向けた支援を検討する。

#### 4 中途退学

##### 【傾向】

- 退学者数は平成25年度から平成29年度まで減少傾向。平成30年度に増加に転じるも2年続けて減少した。
- 前年度と比べ全日制の退学者数が3名増加、定時制と通信制の退学者数が減少している。
- 課程別にみると、全日制と通信制では「就職を希望」が最も多く、定時制では「学校生活・学業不適應」が最も多かった。

##### 【背景・要因】

- 生徒個々の状況に応じた丁寧な支援により、学校生活への不適應者が減少していると考えられる。
- 退学者の約半数が、「進路変更」によって積極的に環境を変えていこうとしている。
- 一方で、目的意識や学習意欲が不十分であること、また、人間関係を構築する力が十分に身につけていないなど学校不適應の生徒が一定数いると考える。

##### 【対策】

- SCやSSWなどを積極的に活用したり、関係機関との連携を密に図ったりしながら、校内での個々の生徒の支援体制を一層充実させる。
- 平成30年度から「中途退学者の情報を支援機関に引き継ぐしくみ」を導入し、本人及び保護者の同意を得た上で、高等学校・特別支援学校から、地域若者ステーション、ハローワーク等の相談・支援機関に情報を提供し、切れ目のない支援を行う。

# 報 告 事 項 ( 4 )

学芸文化課

件 名	<b>長崎県教育庁職員（学芸員）採用選考試験の結果について</b>														
概 要	<p><b>1 第1次試験</b>                  (1) 試験日時 令和4年8月7日（日）                  (2) 試験会場 県庁行政棟1階 大会議室                  (3) 試験内容 専門試験（筆記試験）</p> <p><b>2 第2次試験</b>                  (1) 試験日時 令和4年10月2日（日）                  (2) 試験会場 県庁行政棟3階 311・312会議室                  (3) 試験内容 個人面接</p> <p><b>3 最終合格者 1名</b></p> <p><b>【選考経過】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">志願者数等 職 種</th> <th>志願者数 (A)</th> <th>第1次試験 受験者数 (B)</th> <th>第1次試験 合格者数 (C)</th> <th>第2次試験 受験者数 (D)</th> <th>最 終 合格者数 (E)</th> <th>倍 率 (B)/(E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学芸員</td> <td>23 (9)</td> <td>20 (8)</td> <td>11 (5)</td> <td>11 (5)</td> <td>1 (1)</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）の数字は女性の受験者数（内数）</p> <p><b>4 結果の通知</b>                  ・ 令和4年10月24日（月）                  ・ 本課ホームページ掲載と併せて第2次試験受験者全員へ文書にて通知</p> <p><b>5 今後のスケジュール</b>                  ・ 県人事委員会に対し採用選考申請を行う。                  ・ 令和5年2月開催の人事委員会において正式決定の後、令和5年4月1日付け採用予定。</p>	志願者数等 職 種	志願者数 (A)	第1次試験 受験者数 (B)	第1次試験 合格者数 (C)	第2次試験 受験者数 (D)	最 終 合格者数 (E)	倍 率 (B)/(E)	学芸員	23 (9)	20 (8)	11 (5)	11 (5)	1 (1)	20
志願者数等 職 種	志願者数 (A)	第1次試験 受験者数 (B)	第1次試験 合格者数 (C)	第2次試験 受験者数 (D)	最 終 合格者数 (E)	倍 率 (B)/(E)									
学芸員	23 (9)	20 (8)	11 (5)	11 (5)	1 (1)	20									